2016 年 2 月 0IE コード委員会会合報告のうち、第 8. 8. 4. 条及び第 8, 8, 4bis 条 に対する日本のコメント

コード委員会に対し、コメントの機会をいただいたことに感謝する。一方、今回、本条項 のみが他のコード改正案とは別にイレギュラーな手順で意見照会がなされたことについ て、関係者との調整など煩雑な手続が生じるため、今後、このような照会手順を避けるよ うお願いしたい。

日本は、ワクチン接種コンパートメントの設置を規定する今回の FMD コード改正提案に ついて、以下の理由により反対する。

コンパートメントは、施設(群)が厳格なバイオセキュリティ措置により病原体の侵入を 防ぐことを前提として、その国内の衛生状態と切り離して国際貿易が行えるようにする概 念であると理解している。

このため、当該コンパートメントにおいて、ウイルスによる暴露を想定した管理措置であるワクチン接種を実施することとは矛盾がある。すなわち、FMD ワクチン接種措置とコンパートメントという概念は相容れないものと考える。

このことについては、OIE ホームページに掲載されているガイドライン*において、"The objective is to establish a subpopulation that is free not only from disease but also from infection, so animals in a compartment should not be vaccinated for the specified diseases."と明確に説明されている。

*FACILITATING SAFE TRADE: HOW TO USE THE TERRESTRIAL CODE TO SET HEALTH MEASURES FOR TRADE IN TERRESTRIAL ANIMALS AND PRODUCTS (6.3. The use of compartmentalisation.)

($http://www.oie.int/fileadmin/Home/eng/Internationa_Standard_Setting/docs/pdf/A_IMPORT_HEALTH_MEASURES_1.pdf)$